労働時間等設定改善委員会 通知書

(㈱メディレイ) 代表取締役 織田 有希生

1. 実施体制の整備のための措置

- ①労働条件について定期(年3~4回程度)、営業・経営会議(打合せ)、労働時間等設定 改善委員会、または労使協定締結時等について実施する。
- ②労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者を、代表取締役とする。なお従業員が2名以上に増員した場合は、従業員過半数代表者とする。

2. 職場意識改善のための措置

- ①労働者に対する職場意識改善計画をこの通達書・労使協定等により周知する。
- ②職場意識改善のための研修を顧問社労士訪問の際に必ず、代表取締役・従業員参加の上 実施する。

3. 労働時間等の設定のための措置

- ①毎年、夏期($6/21\sim9/20$ 間)及び冬期(12 月下旬 ~1 月上旬)休暇を有給休暇の計画付与とし、5 日 ~1 0日(保有有休のうち 5 日間は自己使用できる)程度(年度により日数は異なるもの)する。
- ②・毎月、「最終営業日」をノー残業日とする。
 - ・H24.4より、正社員の「誕生日の属する月」に、特別有休休暇を1日付与する。前述の誕生日休暇は、誕生日の属する月以外の使用は原則として認めない。
- ③健康の保持に努める必要がある労働者のため、病気・子の養育(幼稚園送迎)、その他私用による事由おける就業時間の短縮勤務(繰上げ、繰り下げ)の制度設定(平成25年4月21日より実施)なお、健康の保持に努める必要が無い場合には前述の制度は、認めない。
- ④子の養育、親の介護等を行う労働者(法定措置超)の休暇日数の増加のための制度設定 (平成25年4月21日より実施)
- ・子の養育、親の介護等を行う労働者(法定措置超)を入社即日(勤続年・月数に係らず) から取得できる体制とする(平成25年9月21日より)。

・小学校就学始期に達するまでの子の看護が必要なとき

1年間につき子が1人の場合7日(子が2人以上の場合14日)

・ 要介護状態にある家族の介護その他世話をするとき

1年間につき 当該家族が1人の場合 7日(当該家族が2人以上の場合 14日)

- ⑤妊娠中及び出産後の女性労働者(法定措置超)の休暇日数の増加のための制度設定 (平成25年9月21日より)
- ・女子従業員が出産するとき 産前8週間(多胎の場合16週間)、産後12週間
- ⑥単身赴任者のための帰省に伴う休暇の制度設定 (平成25年4月21日より実施)について、単身赴任帰省休暇を月2日設けることとした。
- ⑦自発的な職業能力開発を図る場合の休暇の制度設定 (平成25年4月21日より実施) について、業務(業種)・職務(職種)に必要な、資格試験(勉強)休暇を月2日設けることとした。
- ⑧地域活動、ボランティア活動等を行う場合のの休暇の制度設定(平成25年4月21日より実施)について、地域活動、ボランティア活動等休暇を月2日設けることとした。
- ⑨従業員は、事前にその必要性を申請し、会社が許可した場合に限り、必要な期間または 必要な時間をテレワーク・在宅勤務とする制度を平成24年5月21日より実施する。
- ⑩フレックスタイム制の導入をする(平成25年9月21日より)。

4. 制度面の改善のための措置

今後も制度面の改善のための措置については、労使協定・通達文書・内規等により制度 の周知を徹底する。